令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

１２

学　校　名	福岡県立小倉工業高等学校
課程又は 教育部門	全日制

１ 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、時には生涯にわたり心身に重大な影響を及ぼすものであり、子どもの健全な成長と人格形成を阻害する、まさに人権に関わる重大かつ深刻な問題である。いじめは決して許される行為ではなく、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、学校全体で未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を共有するとともに、いじめをはやし立てる行為、傍観する行為、SNS 等を通じた間接的な加害行為も含め、いかなる形態であっても容認しないという共通認識に立つことが重要である。また、生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、どんな些細なことであっても親身になって相談に応じ、安心して声を上げることができる環境づくりに努めることが大切である。そのことを踏まえ、本校では以下の目標を掲げ、組織的・継続的にいじめ防止対策を推進する。

○ 校訓「質実剛健」のもと、「いじめ」を恥ずべき行為であると自覚し、自他を尊重する誠実な心と心身ともにたくましい資質を備えた生徒の育成を図るとともに、いじめを決して生まない学校風土・ホームルーム風土の醸成に努める。
○ 校訓「勤労努力」のもと、汗をかき、体を使うことを厭わず、仲間と支え合いながら目標に向かって努力する態度を育て、奉仕の精神と他者への思いやりを持った辛抱強い生徒の育成を図る。
○ 校訓「真理探究」のもと、人権尊重の精神と工業人としての誇りを基盤に、物事の本質を見極め、正しく判断し行動できる力を養い、差別や偏見を許さない主体的な生徒の育成を図る。

２ いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

「いじめ防止対策推進法第2条」
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るものであるとの認識に立ち、その防止にあたっては、全ての生徒を対象とした未然防止の視点に立つことが極めて重要である。本校では学校の教育活動全体をとおして、次の取組を組織的・継続的に推進する。

（1）人権尊重の教育の充実

①生徒一人ひとりの人権が尊重される学校づくりを基盤とし、教育活動全体をとおして、互いを認め合い、いじめを許さない集団の形成を図る。

②人権教育や他者理解教育を計画的に推進し、共感的に他者を理解する感性や、仲間と協働して課題を解

決する態度を育成する。

③障がい者理解教育等の人権教育に応じた学習や体験活動をとおして、課題を自分事として捉え、いじめをなくす実践力を培う。

（2）社会性と人間関係形成能力の育成

①授業、学校行事、ホームルーム活動、部活動等において協働的な活動を充実させ、信頼と協調に基づく人間関係を育む。

②いじめを集団全体の課題として捉える意識を醸成するとともに、主体的・協働的な活動をとおして自己肯定感を高める。

③困難に立ち向かう力や忍耐力を養い、ストレスに適切に対処できる力を育成する。

（3）学校・家庭・関係機関と連携した取組の推進

①生徒一人ひとりが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、教職員間の情報共有を徹底し、組織的に対応する。

②教育相談体制を整備し、その意義や方法を生徒・保護者に周知するなど、相談しやすい環境づくりに努める。

③学校の取組を積極的に発信し、保護者の思いに誠実に応える。

④警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関と連携体制を整備する。

⑤部活動においても、いじめを許さない環境づくりを徹底する。部室の適切な使用や望ましい人間関係の形成について、顧問間で連携しながら継続的に指導を行う。

（4）職員研修の充実

①年度当初に「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、未然防止の視点について共通理解を図ったうえで教育活動を展開する。

②各分掌が連携し、いじめ対策教育相談委員長及び委員会メンバー、研修主任と協力し、計画的・継続的な職員研修を実施する。

③人権教育を基盤とし、障がい者理解教育等の人権課題に関する学習や体験活動へ積極的に参加することで、教職員としての人権感覚を高める。

④発達障がいやLGBTQ、アレルギー症状等を含め、きめ細かな配慮を要する生徒への対応についての研修を行い、正しい知識と理解を深める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1） 基本的考え方

いじめの早期発見・早期対応を徹底するため、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いを持ち、先入観にとらわれることなく、複数の教職員で情報を共有し、組織的に対応する。日頃から生徒との信頼関係を築き、授業・ホームルーム・部活動等を通して生徒理解を深めるとともに、表情や言動の変化などの小さなサインを見逃さない。また、定期的なアンケートや教育相談を実施し、相談ポストや相談窓口の周知、SOSの出し方教育の充実を図ることで、生徒が安心して相談・通報できる体制を整備し、秘密保持を徹底する。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめは早期発見・早期対応が極めて重要であるとの認識に立ち、生徒の小さな変化を見逃さない体制を構築するとともに、組織的な情報共有と迅速な対応を徹底する。

①実態把握

月に1回、学校生活アンケート又はいじめに特化したアンケートを実施し、生徒一人ひとりの状況把握に努める。アンケート結果については速やかに分析を行い、必要に応じて面談等を実施するなど、早期対応につなげる。また、日常の観察記録や欠席・遅刻状況等も含め、総合的に実態把握を行う。

②相談環境の整備

校内に相談ポストを設置し、定期的に確認する体制を整えるとともに、記載内容に対して迅速かつ適切に対応する。加えて、相談窓口や連絡方法を生徒に周知し、対面・電話・オンライン等、多様な相談手段を確保することで、生徒が安心して相談できる環境を整備する。

③保護者との連携

保護者向けアンケートや個人面談、三者面談等を通じて、家庭での様子や気になる変化について情報を共有する。学校と家庭が共通理解のもとで連携し、早期発見・早期対応に努める。

④教育相談体制の整備

定期的に生徒個人面談を実施し、学習面・生活面・人間関係等の悩みや不安の把握に努める。必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、訪問相談員等の外部専門家と連携し、多角的・専門的な視点からいじめ問題の把握と支援を行う。

⑤職員研修の充実と情報共有体制の確立

定期的に生徒情報交換会を実施し、気になる生徒の状況や変化について全教職員で共有する。さらに、いじめ問題に関する職員研修を計画的に実施し、いじめを見抜く感性と対応力の向上を図るとともに、教職員が連携・協力して組織的に問題解決に当たる体制づくりを推進する。

4　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの発見又は通報を受けた場合は、直ちに「いじめ対策教育相談委員会」を中心に組織的に事実確認を行い、生徒一人ひとりの状況や変化を丁寧に把握したうえで、迅速かつ適切に対応する。

その際、教職員は「いじめは絶対に許されない」「どの学校・どの子にも起こり得る」という認識と、「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念を共有する。また、インターネットやSNS等を利用したいじめについても、同様に迅速かつ適切に対応する。

いじめの認知にあたっては、生徒がいじめと自覚していない場合や被害を表出できない場合があることを踏まえ、身体的・精神的苦痛の有無や、けんかやふざけ合いに見える事案の背景も含めて慎重に判断する。認知は特定の教職員のみによらず、委員会において組織的に行い、これらの観点のいずれかに該当する場合は、いじめとして積極的に認知し対応する。

いじめの発見・通報を受けた場合は「いじめ対策教育相談委員会」が、事実関係を調査し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえ、迅速かつ適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は被害生徒を守り抜くとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、教職員全員が法の規定を遵守し情報共有の下、疑いのある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を行う。また保護者等の協力を得て、外部機関と連携し、対応にあたる。

なお、いじめが「深刻な事態」と判断された場合には、専門家等も入った「いじめ対策教育相談委員会」で対

応を行う。また、部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

【対応の流れ】
①いじめの疑いの把握
②直ちに学年主任、科主任→生徒指導主事→管理職へ報告（※いじめの疑いを確認した段階で教頭が教育委員会へ第一報を行う）
③情報共有・対応方針の確認（組織的対応の決定）
④事実確認（被害・加害・周囲の生徒からの聞き取り）
⑤いじめ対策教育相談委員会の開催（対応方針の協議・決定）
⑥保護者への連絡・連携
⑦被害生徒への支援・加害生徒への指導
⑧継続的な見守り・再発防止の取組

（3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒への対応

速やかに事実を丁寧に聴取し、「あなたは悪くない」ことを明確に伝える。自尊感情の回復に努めるとともに、プライバシーを厳守する。

②家庭への連絡と安全確保

原則として当日中に保護者へ連絡し、事実と今後の対応を説明する。「最後まで守り抜く」姿勢を示し、複数の教職員で見守り体制を整え、安全を確保する。

③安心して学べる環境づくり

学校組織して教員が連携し支援体制を構築する。必要に応じて加害生徒の指導等を行い、生徒が安心して学習できる環境を確保する。

④継続的な見守りと支援

継続して状況を確認し、必要な支援を行うとともに、把握した情報を適切に保護者と共有する。

（4）いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

①事実確認と組織的対応

いじめたとされる生徒からも丁寧に事実関係を聴取し、いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携して組織的に指導・対応する。必要に応じて専門家や関係機関等と連携し、いじめの停止と再発防止を徹底する。

②保護者への連絡と連携

速やかに保護者へ連絡し、事実と学校の対応方針を説明する。理解と協力を得ながら、学校と家庭が連携して継続的に指導・支援を行う。

③教育的指導と適切な措置

いじめは人格や生命・身体等を傷つける重大な行為であることを理解させ、自らの責任を自覚させる。背景要因にも配慮しつつ、再発防止に向けた指導を行う。必要に応じて警察等と連携し、学校教育法第11条に基づく懲戒を含め、教育的配慮のもと毅然と対応する。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

①周囲の生徒への指導

いじめを見ていた生徒に対し、自分の問題として捉えさせるとともに、止められない場合でも誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやし立てたり同調したりする行為もいじめへの加担であることを理解させ、学校全体で「いじめは絶対に許されない」という共通認識を徹底する。

②集団の再構築に向けた取組

謝罪のみで終わらせることなく、人間関係の修復を図り、集団全体が互いを尊重し認め合える状態を取り戻すことを目指す。全ての生徒が安心して活動できる、健全な集団づくりを継続的に進める。

(6)ネット上のいじめへの対応

①不適切な書き込みへの対応

被害拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を講じる。名誉毀損やプライバシー侵害がある場合は、プロバイダへ削除要請を行い、必要に応じて法務局等と連携する。生命・身体・財産に重大な被害のおそれがある場合は、直ちに警察へ通報する。

②早期発見の取組

学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。あわせて、関係機関の相談窓口について生徒・保護者へ周知する。

③情報モラル教育の推進

SNS等を利用したいじめは発見しにくいことを踏まえ、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者への啓発を行う。

(7)いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって解決とすることはできない。少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

①行為が止んでいること

いじめに係る行為(インターネットを含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していることを目安とする。ただし、重大性等により必要がある場合は、校長の判断で期間を延長する。期間中は、被害・加害生徒の状況を継続して見守る。

②被害生徒が苦痛を感じていないこと

判断時点で、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及び保護者への面談等により確認する。※以上を踏まえ、「いじめ対策教育相談委員会」の審議を経て、校長が最終判断する

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第 28 条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・ 児童生徒が自殺を企図した場合　　・ 身体に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合　・ 精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。

○「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

①重大事態が発生した場合の基本的な対応

直ちに県教育委員会（高校教育課）をとおして県知事へ報告する。

なお、県教育委員会から学校が主体となって調査を行うよう命じられた場合は、第 28 条第 3 項に基づき指導助言を受けつつ調査を行う。

②重大事態が発生した場合の調査

学校が調査の主体となる場合、専門家等が入った「いじめ対策教育相談委員会」を母体として調査にあたる。なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努める。

（2）調査結果の提供と及び報告

調査結果については、県教育委員会（高校教育課）をとおして県知事へ報告する。また、いじめを受けた生徒の保護者には調査の組織、方法、方針、経過、及び事実関係等を適切に提供し情報を共有するとともに、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する今後の同種の事態防止策や所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県知事に送付する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称　小倉工業高等学校「いじめ対策教育相談委員会」

校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主事含む）、指導教諭、生徒指導副主任、各学年主任、各科主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、修学支援教員、専門家等からなる校内組織を編成する。

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

（3）いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

「重大事態」に対処、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察官経験者など専門家等が参加する「いじめ対策教育相談委員会」により質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、学校評価の評価項目に位置付け、検証・改善を図る。

①教育相談・面談週間・定期アンケートを実施し、生徒の悩みや家庭での生活状況を把握するとともに、早期対応につなげる。

②相談ポスト（校内3か所）の設置や昼休みの校内巡視等を継続的に実施し、いじめの未然防止及び早期発見に努める。
③規範意識育成学習として、いじめ防止講演会（「インターネットの適正利用」「非行防止」等）を実施し、生徒の規範意識と情報モラルの向上を図る。